

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03 (3295) 4651 発行人 柏木弘文



高山本陣

牧野武夫会員撮影

講演

日本版401k制度の 導入と退職金制度(要旨)

講師：土屋 茂氏

三菱信託銀行次席年金コンサルタント

日時：平成12年1月12日

場所：電設健保会館

来年には従来の退職金制度や企業年金制度とはちょっと違う、新しい退職給付制度が導入される見込みです。そこで、今回は、日本版401k制度の導入と退職金制度について、土屋茂氏に講演をしていただきました。

401k制度とは何か

米国の内国歳入法という、日本でいいますと税法ですが、この401条のk項に書いてある制度を指しており、一定条件を満たしたうえで積み立てをすると、会社拠出分は損金、個人拠出分は所得控除されるという内容になっています。

退職年金制度といえば米国が本場で、一定期間勤務すればこういった計算方法で退職年金をあげますというのを確定給付型と呼んでいますが、本

場のほうでも経営側からみて、この制度は将来の負担を考えるとなかなか心配だという風潮がないわけでもありません。米国の新興企業や中小企業の経営者は、こういった将来の支払いを約束する制度でなく、退職給付の相当分を毎年その時々で外部機関に拠出して積み立てるという制度のほうを採用するケースが多いようです。従業員は、そのお金を自分でいいと思う金融商品で運用していくということを勤務している間継続し、退職時に元利合計で受け取ることができるし、次の職場へ持ち運びもできるという制度です。これが401k制度あるいは確定拠出制度といわれるものですが、大変な普及ぶりを示しています。日本でいえば、財産形成貯蓄制度に会社の上乗せ拠出を認め、税優遇が適用されるようなものでしょう。

ご承知のように、米国はこのところ好景気が持続し、株式市場も株高になっていますので、例えば株式等で運用している従業員はみるみる持ち分が増加し、実は仕事どころではない等という冗談も聞かれるくらいです。

なぜ日本にも導入されることになったのか

我が国では、この4月以降の事業開始年度から企業の会計基準が改められますが、退職給付に関

して、従来は、従業員が一齐に退職するわけではないので、そこそこの引当金があればいいですという会計処理をしてきました。しかし次期決算からは、従業員の退職は将来必ずくるのだから、そのため100%の引当あるいは外部拠出の形で資産形成をしなければいけないという処理をしなければなりません。こうなると経営者からみて、退職金制度も企業年金制度もそこそこにしか引当や積み立てをしてこなかったのも、実は大変な重荷を抱えてしまった、今後は米国のように毎年掛金を拠出するだけで企業の責任は果たしたという制度が我が国でも是非とも必要だという認識になり、お役所を動かし、国を動かしていよいよ実現できるところまで来たという状況です。

もちろん他の理由もありますが、これが一番大きかったといえます。

スケジュール感はどうか

今国会で、「確定拠出型年金法」の成立とこれに関連する税法等の手当てが行われ、数カ月の準備期間をおいてこの秋口には制度の導入が行われると見られていました。ただし新聞等では、このスケジュールがやや遅れて、来年1月に企業拠出型、3月に個人拠出型が始まる予定と報道されています。

制度概要と メリット・デメリット

制度は、企業拠出型と個人拠出型の2つのタイプがあります。

自分の勤務する会社が厚生年金基金や適格年金を実施していれば、そこの従業員は企業拠出型にしか加入できません。またこういった制度を実施していない企業で、この確定拠出制度も導入しない企業の従業員は、自ら掛金を拠出することによって個人型に加入することができます。個人事業主は個人型に加入できます。企業年金の有無や個人型の加入対象者により、それぞれ拠出限度枠が



定められます。

私は、企業拠出型は中小企業退職金共済制度によく似ていると思いますが、違うところもありますので、詳細は配布資料をご覧ください。

いずれにしろ、従業員のメリットは、短期間の離・転職でもお金の運用を継続していける（ポータブルできる）こと、自分が選択した金融商品で運用でき、その金利という成果は自分のものになること等があげられます。ただし運用商品の選択等には自己責任が求められます。

社会保険労務士としての かわり

実施はこれからですので予想でしかありませんが、労働組合等が従来の確定給付制度へのこだわりを示していることから、個々の企業の退職金制度がすべてこの確定拠出制度に置き換えられるケースはそれほど多くないと思われます。ただし経営としての会計上の要請から、確定給付制度の一部を確定拠出制度に置き換えたいというニーズは相当あるでしょう。

私は退職金制度の一部を削り取って確定拠出制度にもっていく場合に、先生方の場合ですと3号業務ということになりましようか、いかにわかりやすく設計提案ができるかということが当分の間の役割かと存じております。

介護保険制度の事務・取り扱いについて

～介護保険制度が2000年4月から実施されます～

●介護保険被保険者（第2号被保険者）の資格の取得・喪失の時期

資格取得日……被保険者が40歳に達したとき

資格喪失日……被保険者が65歳に達したとき

「40歳に達したとき」とは、法律上（年齢計算に関する法律等）誕生日の前日を意味しています。従って、例えば5月1日生まれの人では4月30日に40歳に達しますので、4月30日が資格取得日となり、介護保険料については4月分から徴収することになります。

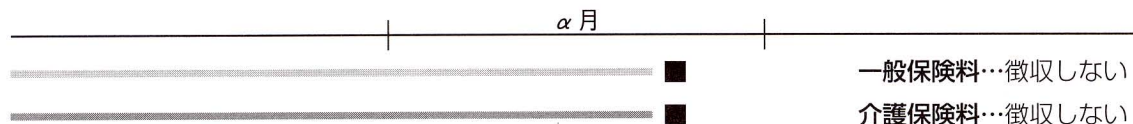
また、「65歳に達したとき」には、誕生日の前日をもって資格を喪失することになりますが、同時に第1号被保険者になります。従って、65歳の誕生日の前日の属する月分からは、介護保険料を納める必要はなくなりますが、第1号被保険者として市区町村に介護保険料を納付することになります。

介護保険料の 徴収の取り扱い

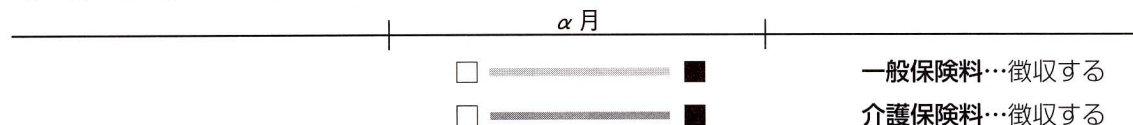
凡例

□ 就職 ④ 40歳到達日 ★ 介護除外該当日
■ 退職 ⑥ 65歳到達日
—— 健康保険 ——— 介護保険

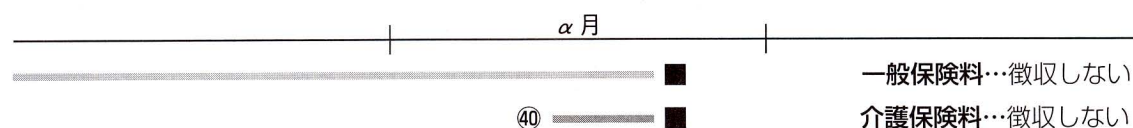
(1) 前月から引き続き被保険者である者(40歳以上)が、退職した場合



(2) 40歳以上の者が、α月に就・退職した場合



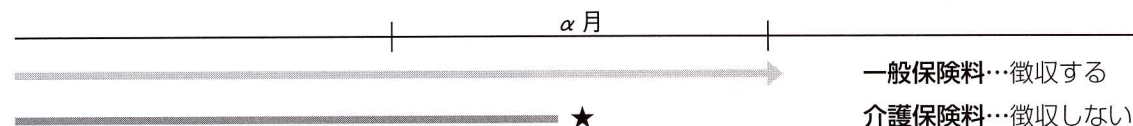
(3) 前月から引き続き被保険者であった者が、α月に40歳に達し、同月に退職した場合



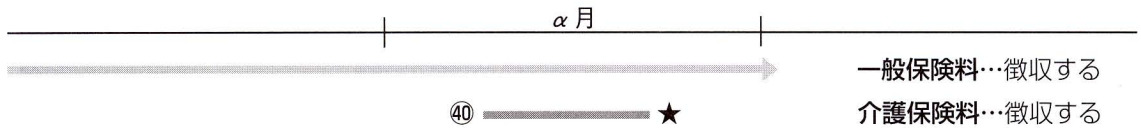
(4) 前月から引き続き被保険者であった者(40歳以上)が、平成12年4月に退職した場合



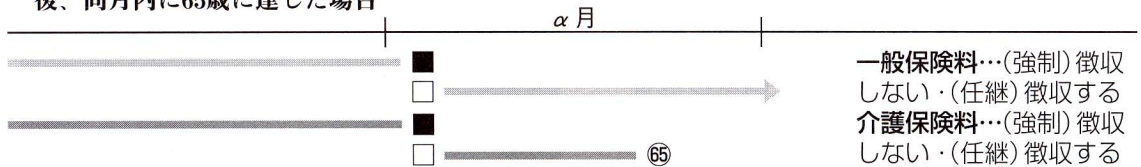
(5) 前月から引き続き被保険者であった者(40歳以上)が、海外赴任した場合



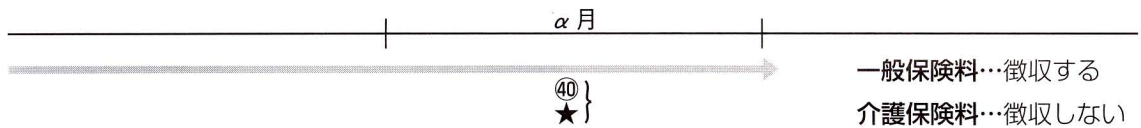
(6)前月から引き続き被保険者である者が、 α 月に40歳に到達し、同月に海外赴任した場合



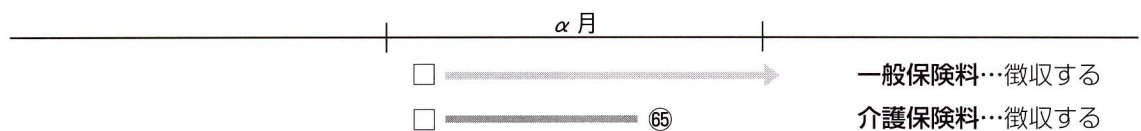
(7)前月から引き続き強制適用被保険者である者(40歳以上)が、退職し、任意継続被保険者となり、その後、同月内に65歳に達した場合



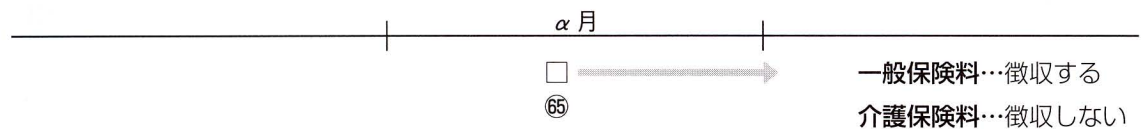
(8)40歳到達日、海外赴任となった場合



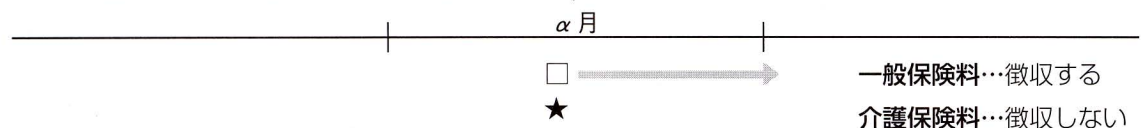
(9)被保険者資格を取得した月に65歳になった場合



(10)65歳到達日に被保険者資格を取得した場合



(11)40歳以上の者が、資格取得日に海外赴任となった場合



ニュース
あらかると

育児休業中の健康保険料 事業主負担も免除へ？

厚生省は、育児休業中の従業員の健康保険料について、事業主負担分も免除する方針を決め、今国会の審議を経て、今年7月からの実施を目指している。政府管掌健康保険と組合管掌健康保険が対象となる。健康保険料は原則として従業員と事業主の折半負担であり、本人負担分の免除については、すでに1995年から厚生年金保険料の本人負担分の免除とともに

に実施されているが、事業主負担分も免除することで、より育児休業を取りやすい環境をつくる狙いである。

厚生省では、今国会で継続審議中の年金制度改正関連法案のなかに、今年4月からの実施を目指して厚生年金保険料の事業主負担の免除が盛り込まれたことにより、健康保険料についても事業主負担を免除することにした。



社会保険労務士にも訴訟代理権を……

～千代田・中央支部 新入会員懇談会開催～

去る2月23日、ホテル聚楽にて、新入会員懇談会が開催された。今回の対象者は、平成10年8月1日から平成11年10月31日までの入会者。出席は12名とわずかであったが、質疑応答やら受験の苦心談等が出て、熱のこもった有意義な会となった。

以下、懇談会の模様を一部、再録すると……。

大槻東京都社会保険労務士会 会長の挨拶

柏木支部長が挨拶の後、来賓として参加された大槻東京都社会保険労務士会会長（千代田・中央支部出身）は、大要、次のように挨拶した。

「全国の社会保険労務士は約2万5000名。東京は5100人、うち、開業者は半分、しかし、当支部は勤務社労士が多い。社労士法ができて30年たった。士業で知名度の高い順番で言うと、弁護士・公認会計士だが、最近では、人のことに関しては社労士と言われるようになってきた。ただ、弁護士でも特許のことに関しては、技術的な問題には対応できず、弁理士と組むこともある。同様に、人事に関すること等では社労士が関与することが必要になる場合もあり、弁護士法72条との関連はあるが、司法制度改革では問題によっては、専門



業種に任せるように運動を進めていく予定でいる。つまり、社労士も労働社会保険の書類作成のみでなく、広く、社会保障・労働経済全体の中で仕事をするようになってきているということである。その意味で、将来開業する方たちを含め、社労士業は社会に役立つ職業であることを十分認識していただきたい」

質疑応答

質疑「1、2号業務は経験を積んでいれば大丈夫と思うが、3号業務や裁判との関係は未経験な分野であり、研修が必要ではないか」

回答「訴訟に関しては、訴訟価額によって簡裁、地裁の区別がある。司法書士は簡裁レベルのことは代理が可能であり、労使関係等の労働関係は社労士が代理可能になるよう、今後、運動する。訴訟手続きに関して簡裁では口頭でもよいが、準備書面の作成等に関して講習を開催する予定。賃金・解雇等は社労士の専門分野であり、今後モアピールを続ける」

懇談会の席上では、出席者から自己紹介と将来の抱負が語られた。多かったのは、受験の苦心談、現在職場で苦勞していること。勤務社労士が多かったが、いずれも将来は開業を目指しているとのことだった。

（文責・牧野武夫）



ミレニアム開業

増田社会保険労務士事務所
所長

増田 瑞恵



西暦2000年1月1日に独立開業をいたしました。
自分の事務所……それは長年の夢でした。

まず、自己紹介をさせていただきます。埼玉県蓮田市というのどかな町に祖父母の代から住んでおります。上野駅からJR宇都宮線で北上すること36分、田園風景が一面に広がり、梅雨時ともなればカエルの大合唱が聞こえてきます。春には桜、夏休みには子供の歓声、秋には石焼き芋売りの声、冬には霜柱、と四季を感じることでできるとても素晴らしいところですので、機会がありましたら一度足をお運びください。無趣味を自認する私が唯一“四季折々の場所を散策すること”を好んでいる所以は、こんな環境に育まれたせいなのかもしれません。

この生まれ育った蓮田の町に愛着を持つ私ですが、浦和にある私立の女子高に進学、その後実践女子大学の英文科に進みました。卒論は子供の頃から好きだったチャールズ・ディケンズの『クリスマスキャロル』をテーマに選び、提出間際には徹夜をして仕上げたことが思い出として残っています。

女子大ゆえにのんびりと就職活動をし、昭和60

年に小田急不動産株式会社に入社、総務部人事課に配属されました。そこで初めて人事労務と出会うことになります。

OL生活2、3年目頃から企業の歯車の一部であることに悩み、「社長になりたい!」と密かに考えるようになりました。しかし、“経済”に弱く商売の才覚はほとんどゼロであろうと自己分析をした結果、社長の座は諦め、せっかく携わった人事労務の仕事を極めて自分の事務所を持とうと思ったのです。しかし会社を辞める踏ん切りがつかないまま時を過ごし、やっと30歳を目前にして一念発起して転職活動を開始、大槻経営労務管理事務所へ入社させていただくことができました。バブルが頂点に達していた平成3年のことです。

当初より大槻所長には自分の夢をお話しし、独立開業にあたっては惜しみない応援をいただき、在職中に受験学校へ通学するときにも快く送り出してくださいました。事務所での仕事も一つひとつ異なる案件を数多くいただき、また執筆のノウハウまで教えていただいていた大変勉強になりました。

社会保険労務士の仕事は多岐にわたり、勉強しなければならないことはまだまだたくさんありますが、「それでは自分自身納得のいく時期はいつなのか」と自問したとき、今をおいてほかにはないと考えたのです。

新千年紀の始まりを私自身の始まりとし、“新しい社会保険労務士”を模索していきたいと思います。

今後ともご指導のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H11.11.1	小原 稔	神田	開業
H11.11.1	塩野佳代子	麹町	勤務
H11.11.1	益田浩一郎	麹町	勤務
H11.11.1	三浦晶子	麹町	勤務
H11.11.1	賀川恒夫	神田	勤務
H11.11.1	加藤久美子	神田	勤務
H11.11.1	山口峰子	神田	勤務
H11.11.12	村上浩之	京橋	開業

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H11.11.17	吉田 治	京橋	開業
H11.11.30	江原 勝	麹町	勤務
H11.12.1	蛭崎 泰	麹町	勤務
H11.12.1	古瀬 健	麹町	勤務
H11.12.1	安月允也	神田	勤務
H11.12.1	島田神和子	日本橋	勤務
H11.12.14	河本拓也	京橋	勤務
H11.12.15	石井正夫	麹町	勤務

随想

政治連盟はなぜ必要か？

その存在理由を考える

政治連盟千代田・中央支部

副支部会長 牧野武夫

社会保険労務士の仕事は、法律に基づく業務です。すべての仕事の根拠は必ず、何らかの法律にかかわっているといつてよいでしょう。

いわく、雇用保険法・労働基準法・労災保険法・健康保険法・厚生年金保険法等々……。

だが、こうした法律の内容がいつも、実態に即しているかといえ、必ずしもそうとはいえない場合があります、その時には法律の改正が必要となります。

また、世のため、人のためになる法律や規則をつくってもらったり、人のためになる仕事を行政に取り入れてもらうのも必要です。これは、国政に限らず、都政も区政も同様であります。

そうした時に、我々が活動し、所期の目的を達するには政治家諸先生の力に頼る必要があります。例えば千代田区における年金相談

の実現は、こうした活動の一環として生まれた成果です。

これらの活動については、非営利を目的とする社会保険労務士会が動くわけにはいきません。

そこで、社会保険労務士の政治活動を行う社会保険労務士政治連盟が生まれた次第です。

社会保険労務士政治連盟の成果については、いまさら云々する必要ありません、その利益は社会保険労務士会の会員全体に及ぶものです。そして、こうした社会保険労務士政治連盟の活動を支えるのが会費であり、だから、会費納入に皆様のご協力をお願いしたい……ということでもあります。

賢明なる各位のご支援・ご協力をお願いする次第です。

一緒にゴルフを 楽しみませんか

ゴルフ同好会へのお誘い

そろそろ、ゴルフシーズン到来です。新緑のゴルフ場で地球をたたく(?)のは健康にも、精神衛生にも良いはず。当千代田・中央支部では、以前よりゴルフ同好会をつくって会員相互の親睦と健康の保持・増進に努めておりますが、今回さらに

＜仮世話人＞仲野社会保険労務士事務所

〒101-0021

千代田区外神田3-7-9-501

TEL(3251)1050 FAX(3251)1061

入会される方は、氏名、住所、事務所（事業所）名をお知らせください（文書、電話、いずれでも結構です）。

会員増大を図るため、ゴルファーの大募集をいたします。初心者の方も奮って入会してください。なお、すでに加入されている方は申し込みの必要はありません。

お申し込みは、4月15日(土)までに、仮世話人仲野社会保険労務士事務所までお願いします。

あ・と・が・き

昨年の選挙で、代議員に選出され、しかも、千代田・中央支部の広報委員も仰せつかった。

代議員とは何をする役職なのか、広報委員とは何をするのか、よくわからない。せっかく選出されたのだから、お役に立ちたいと思うが、社会保険労務士会の全体像が私には見えてこない、のが実感である。自分自身の不勉強もあるだろうが、21世紀を迎えようとしている現在、社会保険労務士会のあり方を全面的に見直すべきではないかと思うが、どうか。
(加藤 孝)